

倫理委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「本会」という。）定款第40条の規程に基づき設置された倫理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、その結果を代表理事に具申すること。

(委員)

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名

委員 若干名

第4条 委員は、本会理事会及び学識経験者の中から、代表理事が委嘱する。

- 2 委員長及び副委員長は、理事会において選出する。
- 3 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該事項につき書面をもって、予め意見を表示したものは出席とみなす。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長が決定する。
- 4 委員会の決定事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

附則

この規程は、2018年4月28日から施行する。